



平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 名鉄運輸株式会社
代表者名 取締役社長 柴田 雄己
コード番号 9077
上場取引所 名証第二部
問合せ先 取締役経営管理本部長 榊原 勝則
TEL (052)935-5721

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の当社第82回定時株主総会に、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる制度を導入するため、変更案第30条（取締役の責任免除）および変更案第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
なお、変更案第30条の新設を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- (2) 取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨、変更案第31条（取締役との責任限定契約）および変更案第40条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。
なお、変更案第31条の新設を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役全員の同意を得ております。
- (3) インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするものであります。
- (4) 周知性の向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (5) その他、全般にわたり、用語の変更のほか、文言の修正、追加および削除、構成の整理、条数の整備など、所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月24日（水）
定款変更の効力発生日	平成27年6月24日（水）

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、<u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>ことができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第14条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第3章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第3章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役会の招集権者および議長</u>)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p>
--	---

<p>第25条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第27条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であることを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p>
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第32条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u></p>
<p>第35条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>